



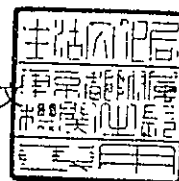
令和3年2月25日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第34条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月6日付2中精事第1967号により、当審議会に対して諮問された「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託先及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 委託先に対して特定個人情報ファイルの提供が発生する搬送業務委託については、前回の評価書に対する当審議会の意見として、その取扱いについて明確化するなど適正な監督を行うべき旨答申したところ、事務見直しにより物理的リスクの低減を図っていることや、具体化的な仕様により契約を確実に履行させていること等について実施機関から説明がなされた。

現状においても、適正な方法により搬送を行っているが、東京都の委託先に対する適正な監督として、今後もより慎重な取扱いがなされるよう、不断の検討を図らねたい。

(4) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続きを経ることで可能としており、適正な管理が行われている。

一方で、月次での中間サーバーへの副本登録や週次での住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報照会の事務処理においては、外部記録媒体の搬送が複数個所を経由することから、今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 安全管理に係る区市町村への注意喚起について

事務処理特例条例の改正により、平成29年7月から都内区市町村における本人からの申請書等の収受に加え、情報提供ネットワークシステムでの情報連携及び庁内連携によって、区市町村民税情報等の審査に必要な情報を入手し、都に進達している。

引き続き、区市町村に対して説明会等を通じて、国のガイドラインに則った特定個人情報の安全管理措置を講じるよう注意喚起をしていくことが望ましい。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和3年1月6日	諮問
令和3年1月12日から 同月20日まで	本評価書案概要説明・審議 (第55回特定個人情報保護評価部会)
令和3年1月29日	審議(第56回特定個人情報保護評価部会)
令和3年2月25日	「自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に 関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏